

## 月次総会議事録

令和7年（第9回）加古川市農業委員会月次総会  
令和7年9月25日（木）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
<del>10 都倉 澄子</del>	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

### 欠席

10 都倉 澄子

### 事務局

局長 福井 大介	次長 中村 浩孝
主査 新濱 邦大	主事 高橋 周

### 現地調査（西地区）

9月18日（木） 午前9時00分から

丸山副会長、岡本総務委員長、長井委員、都倉澄子委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時26分

議長 ただ今より、令和7年第9回の月次総会を開催いたします。  
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 17名  
本日の出席委員数 16名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、2番 都倉 正 委員、3番 井相田 つや子 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第72号を議題といたします。  
議案第72号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除について、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第72号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 尾上町養田 [ ] 外1筆、計 [ ] 平米。貸人 [ ]  
さん、借人 [ ] さん。権利の種類 残存小作。

なお、この案件につきましては、第6回、第7回及び第8回月次総会においてご審議いただいています。その際、借り人側から農事調停が裁判所へ提出されており、今後農事調停の場において話し合いが行われ、合意される可能性もある中で、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいのではないかと説明を申し上げ、農業委員会の意見を定めることなく今月

の総会に再度上程させていただいております。

その後、農事調停が開始され、8月1日に第1回目が、9月24日に第2回目が行われました。その際に、適正な離作料を支払うことで合意解約を目指す方向が提案され、今後調停が続くことから、今月についても、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいとい考えています。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第72号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、農事調停の場で話し合いが行われている中で、農業委員会の意見をまとめるのは難しいため、本件については引きつづき採決を行わず、保留としたいと思いますが、異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第72号については保留といたします。

議長 次に、議案第96号を議題といたします。  
議案第96号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページをご覧ください。この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 神野町福留■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。

■■■■さん 外1名から、■■■■さんへ。

2 八幡町宗佐■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

3 八幡町中西条■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。

■■■■さんから、■■■■さんへ。

4 平荘町小畑■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

■■■■さんへ。

5 志方町上富木■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第96号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第96号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第96号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第97号を議題といたします。

議案第97号の12件については、8月13日から9月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第98号を議題といたします。

議案第98号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第98号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 志方町上富木■■■■■、外1筆、計■■■■■平米。■■■■■さん。露天賃貸駐車場用地。

2 志方町細工所■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん。庭用地。始末

書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年9月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第98号の1番。申請の土地の位置は上富木の南、現況は宅地の一部。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が田及び宅地、北が田及び宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、東田委員、小西推進委員、横山推進委員でした。

議案第98号の2番。申請の土地の位置は細工所の南、現況は宅地の一部。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第98号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第98号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第98号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第99号を議題といたします。

議案第99号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農

業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第99号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

- 1 東神吉町天下原 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] 外2名から、 [ ] 合同会社へ。露天資材置場及び露天駐車場用地。
- 2 西神吉町大国 [ ]、外1筆、計 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] へ。露天駐車場用地。
- 3 志方町上富木 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] [ ] さん 外1名へ。住宅用地。建築許可申請併願。使用貸借権設定。
- 4 志方町上富木 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] [ ] さんへ。住宅用地。建築許可申請併願。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年9月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第99号の1番。申請の土地の位置は天下原の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第99号の2番。申請の土地の位置は大国の中、現況は休耕畑。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地及び畑、南が宅地、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第99号の3番。申請の土地の位置は上富木の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が水路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第99号の4番。申請の土地の位置は上富木の南、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が畑、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上2件、地元立会委員は、東田委員、小西推進委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第99号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第99号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第99号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第100号を議題といたします。  
議案第100号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページをご覧ください。  
議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付について報告のこと。

1 加古川町大野■■■■、■■■■平米。申請者 ■■■■さん。露天販売用車両在庫置場及び露天駐車場用地。農地法5条許可。令和7年9月10日進達。

この案件につきましては、令和7年第6回月次総会の議案第75号において、農地の転用目的での買受適格証明交付に対する意見書を決定し、兵庫県知事に進達しておりました。その後、県知事からの適格証明が交付され、入札に参加した者が落札資格を得たため、農地法第5条許可申請書の提出がありました。当初の買受適格証明の申請と内容が変わらなかったため、問題なしとの意見書を添付して、9月10日付で兵庫県知事あてに進達しましたので報告します。

以上です。

議長 議案第100号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 次に、議案第101号を議題といたします。  
議案第101号の8件については、8月13日から9月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 議案第102号を議題といたします。  
議案第102号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

議案第102号 許可(受理)の取消等について報告のこと。

1 東神吉町神吉[ ]、[ ]平米。[ ]さんから、株式会社 [ ]へ。5条許可。

2 東神吉町出河原[ ]、[ ]平米 他2筆、計[ ]平米。[ ]さん 他2名から、株式会社 [ ]へ。5条許可。

この案件につきましては、令和6年3月1日付で農地法第5条の規定により県知事から転用許可を受けていましたが、転用事業計画中止のため申請者から取消し願いが提出され、許可時点と現況に変わりがなかったため、令和7年9月2日付で県知事により取消決定されたたものです。

以上です。

議長 議案第102号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 次に、議案第103号を議題といたします。

議案第103号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書14ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第103号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 志方町原[ ]、[ ]平米。[ ]さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年9月18日、調査者は、丸山副会長、長井委員、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第103号の1番。申請の土地の位置は原の中。現況は農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第103号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第103号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第103号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第104号を議題といたします。  
議案第104号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書15ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。  
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第104号 非農地証明願承認のこと。

1 志方町志方町■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成14年3月頃より。

2 志方町高畑■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成7年頃より。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年9月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第104号の1番。申請の土地の位置は志方町の南。現況は原野となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、東田委員、小西推進委員、横山推進委員でした。

次に、議案第104号の2番。申請の土地の位置は高畑の南。現況は山林となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第104号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第104号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めま。議案第104号について、非農地証明願いを承認することに決定いたしま。

議長 次に、議案第105号を議題といたしま。  
議案第105号の6件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたしま。

議長 次に、議案第106号を議題といたしま。  
議案第106号について、事務局の議案朗読及び説明を願いま。

事務局 議案書18ページをご覧願いま。この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたしま。

議案第106号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 加古川町備後[ ]、[ ]平米。[ ]さん。

2 神野町神野[ ]、[ ]平米 外2筆、計[ ]平米。[ ]

■さん。

3 平岡町西谷 ■、 ■ 平米。 ■さん。

4 平岡町高畑 ■、 ■ 平米 外2筆、計 ■ 平米。 ■

■さん。

5 尾上町池田 ■、 ■ 平米 外1筆、計 ■ 平米。 ■

■さん。

なお、これらの案件につきましては、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長

事務局の議案朗読及び説明、現地調査の報告は終わりました。  
議案第106号についてご意見を承ります。

異議なし

議長

異議なしの声がありました。議案第106号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長

異議なしと認めます。議案第106号について、原案のとおり加古川税務署に特例農地の利用状況を報告することに決定いたします。

議長

次に、議案第107号を議題といたします。  
議案第107号について、事務局の議案説明を願います。

事務局

議案書19ページをご覧ください。この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、八幡町野村、中西条、西神吉町宮前、志方町広尾西の計4地区において、合計91筆、97,023平米をひょうご農林機構が借り受け、それぞれ担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、再設定となるものは令和8年1月1日から、新規設定となるものは公告日からで、すべて令和17年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者については、認定農業者など、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに

第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第107号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第107号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第107号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第108号を議題といたします。  
議案第108号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書20ページから21ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもので、担い手に位置づけられた農業者の集積面積も変わらず、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、8月26日付で会長専決により市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第108号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後1時59分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和7年9月25日

署名委員（2番）

署名委員（3番）